

模倣品・海賊版対策の相談業務に関する 年次報告

2021年6月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

はじめに

(政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置の経緯と概要)

内閣に設置された知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2004」により『権利者や企業等からの相談に対し、迅速に対応するために、政府における一元的な相談窓口を経済産業省に設置するとともに、関係府省が一体となって連携する体制を整備する。』との答申を取りまとめました。この答申を受け、2004年8月に経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室（当時）に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口（以下「政府総合窓口」という。）」が設置され、相談業務をスタートしました。以来、政府総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立て、情報提供等に対し、関係省庁、関係団体と連携をとりつつ、丁寧かつ迅速な対応に努めています。

なお、2020年4月に政府総合窓口は経済産業省の製造産業局から特許庁に移管しています。

(近年の模倣品・海賊版を巡る状況)

近年の模倣品・海賊版を巡る状況は、一部改善の兆しもみられるものの、依然として中国を始め世界中で被害が発生していますが、模倣品・海賊版の撲滅に向けた多国間・二国間での国際的な枠組みや、各国の知財関連の制度整備が進展し、被害発生国における知財保護意識や、取締当局の執行能力の向上も図られてきています。

しかしながら、模倣品・海賊版による被害は、法の日や取締当局の監視の目をかいくぐるように、一層巧妙化、悪質化しており、侵害行為を何度も繰り返す再犯も後を絶たない状況にあります。さらには、インターネットの普及と国境をまたいだ電子商取引の急速な進展に伴い、模倣品・海賊版被害は、インターネット上でも急速に拡大している状況にあります。

このように、模倣品・海賊版はリアルマーケットに加えて、インターネット上でも世界規模で流通しており、大きな問題となっています。模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、また、企業が長年の信頼と努力によって培った企業のブランドイメージを悪化させます。さらには、イノベーションを創造する企業の多大な努力の上に、何も努力しない第三者が、「ただ乗り」する模倣品・海賊版行為を見過ごせば、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながり、経済社会の発展にとっても大きな害を及ぼします。また、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ることによって、消費者の健康や安全を脅かすことにもつながり、社会の持続的な成長を阻害する要因にもなります。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、インターネット上での模倣品・海賊版被害が一層増加したことが、国内外の調査等でも報告されていますが、“リアルマーケットからインターネット”への動きが、より加速した1年と言えるでしょう。このような状況変化も踏まえ、各省庁においても各種法令改正を押し進め、インターネット上の模倣品・海賊版対策強化が図られています。

(本報告書について)

2005年6月10日に、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2005」において、政府模倣品・海賊版対策総合窓口に関する年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2020年の政府総合窓口の業務内容を取りまとめ、報告するものです。

政府総合窓口の業務報告

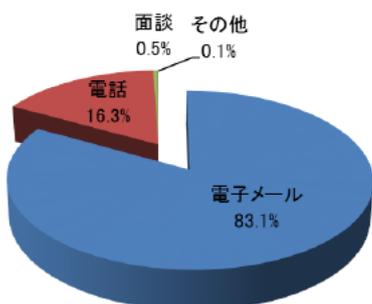
1. 相談業務の状況

(1) 政府総合窓口の相談受付状況

① 受付件数の推移

政府総合窓口では、2004年8月の設置以来、2020年12月末までに合計15,756件の相談や情報提供等を受け付けました。2020年の受付方法は、電子メールでの受付が、電話や面談での受付を大きく上回り、全体の83.1%を占めており、政府総合窓口での相談、情報提供等の受付開始以来その傾向に大きな変化は見られません。(図表1)

図表1 受付方法の内訳 (2020年)



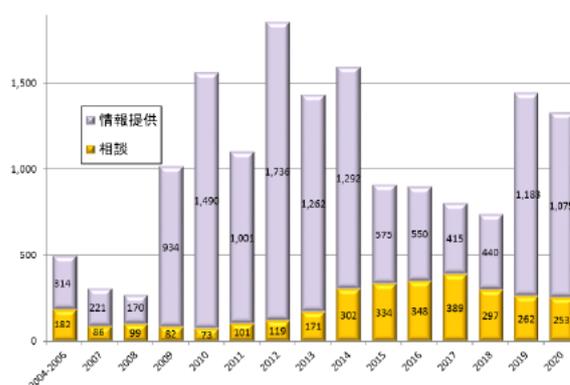
【合計1,328件】

(注)「その他」は、郵送等で持ち込まれた件数

2020年1～12月の受付件数の総数は、2019年と比べて大きな変化はなく、1,328件となり、このうち相談件数は253件、情報提供件数は1,075件でした。(図表2)

この相談件数(253件)の内訳は、被害を受けた権利者からの相談は93件、模倣品等を購入した消費者からの相談は27件、その他の相談は133件でした。また情報提供件数(1,075件)は2019年(1,183件)と比べて若干減少しているものの、2020年も2019年に引き続き違法アップロードに関する通報、BtoCマーケットにおける模倣品販売に関する通報が多く寄せられました。

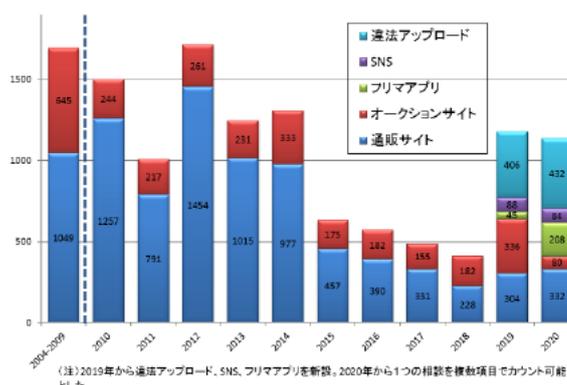
図表2 受付件数の推移 (2004～2020年)



② インターネット取引関連の相談・情報提供

2020年のインターネット取引関連の相談・情報提供(通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロードを合計したものは、「項目ベース」¹で1,136件となっています。(図表3)

図表3 インターネット取引関連の相談・情報提供の推移 (2004～2020年)²



また2020年は、2019年と同様に2018年までほとんど見られなかった違法アップロード、SNS、フリマアプリ内で見つけた模倣品・海賊版に関

¹ 1つの相談案件で侵害発生対象(通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロード)が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

² 窓口での相談等の受付開始から2019年までの数値は、1つの相談案件に複数の相談対象がある場合でも代表的な項目を1つ取り上げて1件とカウントしていました。2020年からは脚注1のとおり運用を変更し、1つの相談案件でも複数項目数をカウントとしています。

連する相談・情報提供が多くあり、件数も微減しましたが、ほとんど横ばいとなりました。また、2019年と比べてオークションサイトが減少する一方で、フリマアプリが増加しています。

なお、政府総合窓口には、知的財産権を侵害しているとされる通販サイト、フリマアプリ、オークションサイト等に関する情報提供が一般の消費者から数多く寄せられています。政府総合窓口で受けたこれらの情報提供については、警察庁など関係機関にも共有しています。

さらに、近年の相談の中には、フリーマーケットサイトやオークションサイト、SNSなどを利用したインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供も数多く寄せられており、「項目ベース」で2020年の電子商取引関連の相談・情報提供数（インターネット取引関連から違法アップロードを除いた取引）704件のうち、これら個人間取引（フリーマーケットサイト、オークションサイト、SNSの合計）に関するものが372件、52.8%を占めています。

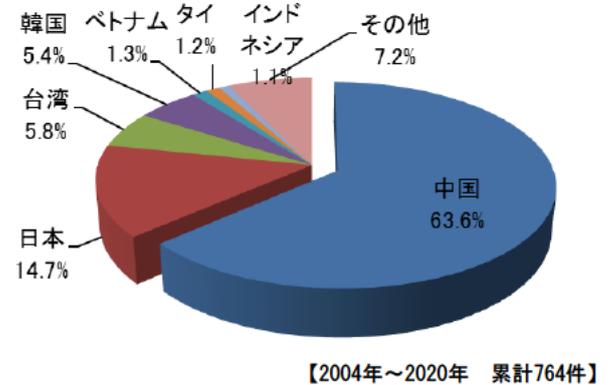
（2）国・地域別の相談件数

2004年～2020年の間に受け付けた相談案件3,098件のうち、模倣品の製造（発生）国・地域が判明しているものが「項目ベース」³で764件ありました。このうち中国（香港を含む。）に関する相談案件が全体の約6割を占めています。次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます。（図表4）

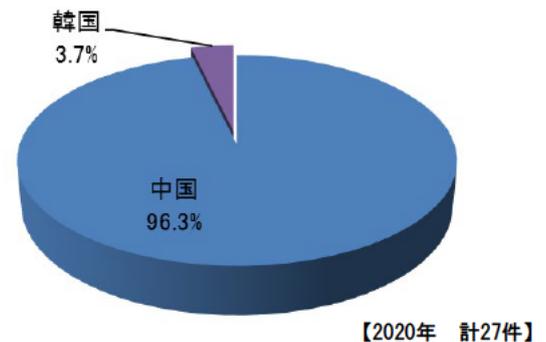
ただし、日本に関する相談の内容は、近隣の店舗の名称が有名ブランドと似通っている、自己の商号等が他社の商標と同一であるが大丈夫なのかといった国内での商標や商号の使用に関するものも多く、必ずしも模倣品の製造国が日本であるという内容ではない点に留意が必要です。

2020年の海外での模倣品の製造（発生）国・地域を見ると、「項目ベース」で中国に関する相談案件が全体の9割以上を占めており、韓国が続いています。（図表5）

図表4 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2004～2020年の累計）



図表5 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2020年）



（3）知的財産権別の相談件数

2004年～2020年に受け付けた相談案件3,098件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなのが「項目ベース」⁴で3,044件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の43.0%と最も多く、次いで、「著作権（19.4%）」、「不正競争（14.9%）」、「特許権（10.8%）」、「意匠権（8.2%）」の順となっています。（図表6）

また、2020年の権利別相談件数は、「項目ベース」で「商標権」が全体の42.7%を占め、「著作権（23.6%）」、「不正競争（10.4%）」、「特許権（9.7%）」がこれに続いています。前年に比して、商標権関連の割合が増加しました（2019年は「商標権（36.2%）」、「著作権（29.5%）」、「不正競争（16.9%）」）。（図表7）

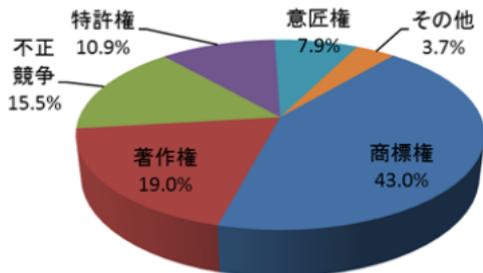
なお、情報提供も含めた権利別の内訳をみると、「著作権」に関する相談の中には、前述

³ 1つの相談案件で模倣品の製造（発生）国・地域が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

⁴ 1つの相談案件で商標権、意匠権、著作権に関わる知的財産権が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

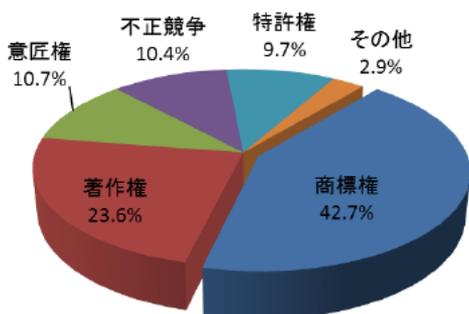
した違法アップロードに関連する情報提供が昨年に続いて今年も目立って多いことが影響して「項目ベース」で788件と最多、続いて商標権536件と続き、著作権の侵害が権利者にとって深刻となっていることがうかがえます。

図表6 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合 (2004～2020年の累計)



【2004年～2020年 累計3,044件】

図表7 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合 (2020年)



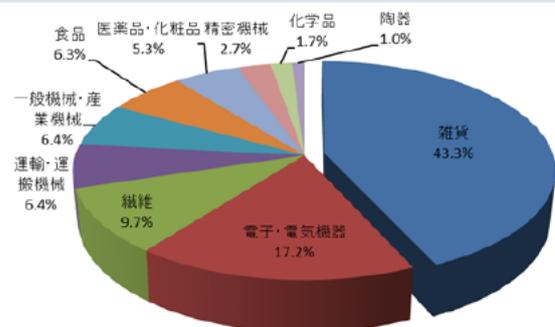
【2020年 計309件】

(4) 商品分野別の相談件数

2004年～2020年に受け付けた相談案件3,098件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件1,666件についてみると、「雑貨」が全体の43.3%と最も多く、「電子・電気機器 (16.7%)」、「繊維 (9.8%)」、「食品 (6.5%)」がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています。(図表8)

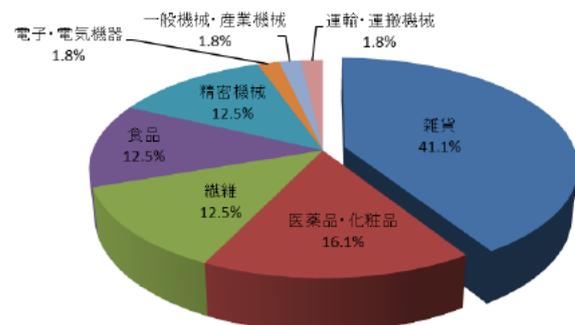
2020年は、「雑貨」の占める割合が約4割と前年に比べ減少し、医薬品・化粧品が構成比6.2%増、食品が同7.6%増した等の変化が見られました。(図表9)

図表8 商品分野別の相談案件の割合 (2004～2020年の累計)



【2004年～2020年 累計1,666件】

図表9 商品分野別の相談案件の割合 (2020年)



【2020年 計56件】

(5) 具体的な相談事例

模倣品・海賊版に関する相談については、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係府省・関係機関とも連携を取って、相談者に助言を行っています。

具体的な相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の紹介が多くあります。また、(1)でも紹介したインターネット関連のよく受ける相談や情報提供として、従来のインターネット上のショッピングモール等での単なる模倣品流通に加え、例えば、模倣品売買に関する売主と買主のやり取りはSNS等で行う、または、SNSの書き込みや不正な広告から誘導し、実際の販売行為はフリーマーケットサイト等で行われるといった巧妙化事案や、有名キャラクターなどを用いたハンドメイド商品がフリーマーケットサイトで売られ、その数が、削除が追いつかないほど多数になり、さらに、巧妙に販売されている事案などがあります。これらの新しい問題については、フリーマーケットサイト事業者等と連携し、問題解決を図っています。

なお、政府総合窓口寄せられた主な例を以下のとおり紹介いたします。

【例1】中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手ECサイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。取りうる対応を教えてください。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。また、オンライン対策としては、ECサイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。他にも、大手ECサイトの協力が得られたことにより、自社で特定した模倣品業者に限らず、より広範に模倣品の製造施設や保管倉庫などのサプライチェーン全体を解明した事例もあります。

これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要になります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品対策の一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

【例2】商品の形態が国内競合他社に模倣されてしまった場合の対応方法

○相談内容

当社製品の形態が国内競合他社に模倣され、製造・販売されている。この場合は、製造・販売をやめさせることは可能か。なお、当社は意匠権を取得していない。

○回答

日本において、他人の商品形態の模倣行為は不正競争防止法により禁止されています。したがって、不正競争防止法違反を根拠に販売の差止めを求めることが考えられます。ただし、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから3年以内に限定されるなど、主張には一定の制限があります。今後は、意匠権を積極的に取得し予防することが対策としては望ましいです。

【例3】並行輸入に関する相談と解説

並行輸入とは、外国で製造された商品を輸入するに際し、日本における総代理店等によって国内に輸入するという流通経路を通らずに、外国で販売された商品を現地で購入した上、総代理店以外の者が別ルートで輸入することをいいます。通常、並行輸入については商標権者から商標の使用許諾を得ていませんが、そういった場合であっても、以下の要件を満たし、「真正商品」の並行輸入に該当する場合には、違法性が阻却され、商標権の侵害にあたらないとされています。

(最高裁判平成15年2月27日判決)

具体的には、①並行輸入商品に付された商標が、輸入元の外国における商標権者またはその商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること、②輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律的にもしくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあることにより、並行輸入商品の商標が日本の登録商標と同一の出所を表示するものであること、③並行輸入された商品と日本の商標権者が登録商標を付した商品とが、その登録商標の保証する品質において実質的差異がないと評価されることの3要件を満たす必要があります。

このため、並行輸入であっても、これら3つの条件を一つでも満たさない場合には、商標権侵害となる可能性があります。

【例4】フリマサイトへの出品に関する相談

○相談内容

- ① 当社の模倣品がフリマサイトに出品されている。取りうる対応を教えてください。
- ② 有名なキャラクターのイラストをプリントしたハンドメイド品を製作した。フリマサイトに出品することは可能か。

○回答

【①について】

フリマサイトへの模倣品の出品については商標権侵害となる可能性があります。

すなわち、商標法上、商標権侵害が成立するためには、業として商品を譲渡等する者によって模倣品の販

売等が行われる必要があります。ここにいう「業として」とは、一般に「反復継続的意思をもってする経済行為として」といった意味に解されており、フリマサイトへの出品行為は、それ自体は1回の出品行為であっても、過去の商品の出品・落札履歴、今後の出品・販売計画等から、業として商品を譲渡等する者により行われていると判断され、商標権侵害となると考えられます。

対応としては、出品者に対して商標権侵害を理由に出品の差止請求や損害賠償請求といった民事責任を追究することや、故意に商標権を侵害した場合には、捜査機関に届け出て刑事責任を追究することが考えられます。また、そもそも多くのフリマサイトでは権利者保護プログラムを提供しているため、このプログラムを利用して出品の削除を申し出ることも考えられます。

なお、出品者自身も模倣品であることを知らずに出品している場合、侵害につき故意であることが必要な刑事責任を追究することはできませんが、民事責任のうち差止請求については、故意又は過失の有無を問わず請求が可能であり、損害賠償請求については侵害につき過失があれば請求が可能です。

【②について】

キャラクターのイラストは、著作権の保護を受ける著作物ですので、著作者の許諾を受けることなく複製したり、譲渡したりする行為は、原則として著作権侵害となります。個人の趣味の範囲内であれば私的使用のための複製（著作権法30条）として著作権侵害とならない場合もありますが、個人の趣味の範囲を超えて、キャラクターのイラストを商品にプリントして販売すれば、著作権を侵害すると考えられます。

著作権を侵害した場合、著作権者から侵害行為の差止請求や損害賠償の請求を受けたり、場合によっては刑事罰が科されることもあります。また、そもそも多くのフリマサイトでは、知的財産権を侵害する出品を利用規約で禁止しており、中には、著作権を侵害するハンドメイド品を禁止しているフリマサイトもあります。

【例5】違法アップロードへの対応方法

○相談内容

当社で制作した映像作品が無断でネット上にアップロードされている。取りうる対応を教えてください。

○回答

著作権侵害によってコピー、アップロードされた作品、いわゆる海賊版への一般的な対策として、アップロード者に対して侵害行為の停止を求める警告状の送付や民事訴訟の提起が考えられますが、匿名によるアップロードのため、アップロード者を特定することが困難な場合がほとんどです。このような場合でも、発信者情報開示請求（プロバイダ責任制限法4条）等の法律上認められた方法により、アップロード者を特定することが可能な場合がありますので、弁護士等の専門家にご相談ください。刑事責任の追及を希望の場合、捜査機関にご相談ください。

また、検索エンジン等のインターネット事業者が海賊版の削除申告を受け付けている場合があるので、この制度の利用もご検討ください。

【例6】模倣態様の変化への対応

○相談内容

中国での模倣品が、従来は粗悪なデットコピー品が多かったが、品質が向上し技術水準の高い模倣品が、当社の代替品として販売されるようになっており、模倣品の流通に変化を感じている。取りうる対応にも変化はあるか。

○回答

これまで粗悪なデットコピー品に対する商標権侵害を根拠にした対応が模倣品対策の中心でしたが、中国企業の技術力の向上や模倣の巧妙化により、産業財産権だけでなく、著作権やその他の法令を駆使した多角的な対策の実施が迫られています。製品名やブランド名の無断使用については商標権侵害を根拠にした行政摘発やECサイトへの出品削除申請が有効ですが

（なお、代替品である旨の表示も表示態様によっては商標権侵害が認められる場合があります）、特許権侵害については、侵害の判断が難しいため民事訴訟による対応が中心となります。訴訟対応や証拠収集については、現地の法律事務所や調査会社にご相談ください。

また、ウェブサイトでの画像転載につき著作権侵害を根拠にECサイトに対して削除申請をすることができるとはならず、国や地域によってはコモロンのパッシングオフ（詐称通用）により模倣品業者の摘発が認められる場合もありますので、粘り強く対策に取り組むことが重要です。時には、ロビー活動により地元政府に不当な制度運用などの是正を求めていくことも必要でしょう。

さらに、侵害や技術盗用を予防するために、自社の技術管理を見直すことも有用です。たとえば、出願して公開する技術と出願せず秘匿化する技術を仕分けしたり、営業の際に秘密保持契約の締結を徹底して技術流出を防いだりすることを知財戦略として取り入れてはかががでしょうか。

2. 情報提供の取組

政府総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府総合窓口のホームページを設置し、模倣品・海賊版対策に関する各種の情報を提供しております。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは政府総合窓口に寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方策、被害に遭った場合の基本対応などを紹介しています。

また、相談が多かった事例を中心として、知的財産権に関するQ&A集(図表10)を掲載し、

基本的な事例については、Q&A集から解決が図れるようにし、さらに、救済の手续や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害に遭った際に必要となる情報も掲載しています。

加えて、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

(図表10)

Q3. 特許権にかかる並行輸入

Q：我が社は、日本とA国の双方である製品を販売しており、その製品に利用されている特許権を持っています。しかし、A国で販売された我が社の製品を、ある輸入業者が日本に輸入して販売しています。その輸入業者による販売は、特許権の侵害にあたりますか？

A：

日本の国内において、いったん適法に流通に置かれた特許製品を譲渡等により取得した者が、その後、日本国内において、当該製品を使用したり、さらに譲渡したりする行為については、当該特許権の効力は及ばず、特許権侵害にはあたらないとされています。すなわち、日本国内で流通に置かれた特許製品を取得した者は、日本国内においては、特許権者の意思に関係なく、その特許製品を自由に使用したり、第三者に譲渡したりすることができるのです。これは、特許製品が、特許権者により適法に市場に置かれた時点で、特許権はその目的を達成して、その効力は消耗し尽くされたものと考えられているからです(これを「国内消尽」と言います。)

しかし、ご質問のように、日本以外のA国において、特許権者である貴社により流通に置かれた特許製品を当該A国で購入した輸入業者が、かかる製品を日本に輸入し、日本国内で販売する行為(いわゆる「並行輸入」)についても、前述した日本国内における再販売等の行為と同様に考えることができるでしょうか。これは、いったん特許製品が外国で適法に流通に置かれた場合には、当該外国における特許権のみならず、日本における当該製品についての特許権もその目的を達成し、消耗し尽くされたと言えるのか、すなわち、特許権の効力が当該外国にとどまらず、国際的にも消耗し尽くされた(これを「国際消尽」と言います。)と言えるのかという問題です。

この点、特許法の原則からは、ある国において、ある発明につき成立した特許権は、当該発明について他の国において成立した特許権とは相互に独立した関係にあるとされます(これを「特許独立の原則」と言います。)。また、ある国において成立した特許権の効力は、当該国の法律によって定められ、当該国の領域内においてのみ認められます(これを「属地主義」と言います。)

かかる2つの原則論からは、たとえ、A国で適法に流通し、特許権が消尽したとしても、あくまでA国において成立した特許権の効力についてそのように考えるにすぎないのではないかと考え方も可能となります。従来の考え方も、日本国内において、輸入製品を譲渡等する行為は特許権侵害となるというものが主流でした。

しかしながら、国際的な商品の流通が発展している現在において、上記のような考えを貫くことは国際取引を著しく阻害する恐れがあります。そこで平成9年7月1日の最高裁判決は、前述した国際消尽については認めなかったものの、特許権者が、日本国外において特許製品をいったん譲渡した場合には、その譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除く旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示されていた場合を除き、譲受人および以後の転売者に対して特許権は及ばないとする旨の判断をなすに至りました。

よって、かかる最高裁の考え方によれば、あなたの会社が、A国で特許製品を販売した際に、その購入者との間で、販売先から日本を除く旨の合意をし、かつ特許製品にその旨を明示していた場合のみ、ご質問の輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたることになり、そのような事情がない場合には、輸入業者の輸入や日本での販売行為は特許権侵害にあたらないこととなります。

なお、特許権に係る真正品の並行輸入は、特許権者等と譲受人との間で、特許製品について販売先ないし使用地域から我が国を除く旨の合意があり、かつ、かかる合意が当該特許製品に明示された場合を除き、税関では特許権の侵害にあたらないものとして取り扱われています。